

名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧広報実施要綱

（事業目的）

第1条 この要綱は、名古屋市内において、買い物支援を必要とする市民に対する生鮮食料品の配送及び移動販売を実施する小売店舗の情報を名古屋市が集約し、広報することにより、買い物支援を必要とする市民の利便性向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）本事業 名古屋市が買い物支援を必要とする市民に対する生鮮食料品の配送及び移動販売を実施する小売店舗一覧を作成の上、名古屋市公式ウェブサイト上で広報する事業をいう。
- （2）掲載店舗 第8条第2項の規定により一覧への掲載の決定を受けて本事業の対象となる法人又は個人事業主をいう。
- （3）利用者 名古屋市内に居住し、買い物支援を必要とする市民であつて、掲載店舗のサービスを受ける者をいう。

（申請要件）

第3条 名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧への掲載申請を希望する者は、次の各号に定めるすべての要件を満たしていなければならない。

- （1）名古屋市内に小売業に係る拠点又は店舗を有し、別表第1に掲げるすべての商品を取り扱い、別表第2に掲げるいずれかサービスを現に実施していること。
- （2）前号に掲げるサービスの実施に当たり、必要な資格及び監督官庁の許認可を必要とする場合は、当該資格及び許認可の所持者であること。

（欠格条項）

第4条 次に掲げる者は、本事業へ申請することができない。

- （1）破産者で復権を得ない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- （3）本業務を行うに足りる資力、技能又は信用を有しないと市長が認める者
- （4）名古屋市広告掲載基準第2に定める業種又は事業を営む者
- （5）法人でその業務を執行する役員のうち、前各号のいずれかに該当する者があるもの。

（申請）

第5条 名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧への掲載申請を希望する者は、生鮮食料品の配送及び移動販売に関する事業内容を定め、名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧掲載新規申請・変更申請書（別記様式第1号）、第4条、第9条に該当しないことを誓約する誓約書（別記様式第2号）、及び別表第3に定める必要な書類を市長に提出するものとする。

（掲載の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を受理したときは、事業内容、営業実績等を調査のうえ、本事業の掲載の適否を決定し、申請者に様式第3号にてその旨を通知する。

2 市長は、前項のうち掲載の決定をした事業者の申請情報について、通知後すみやかに生鮮食

料品の配送・移動販売小売店舗一覧を作成し、公表するものとする。

（掲載基準）

第7条 経済局広告掲載要綱に定めるもののほか、特定商取引に関する法律において、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引と規定される業種に関するものに関しては掲載しないものとする。

（掲載店舗の責務）

第8条 掲載店舗は、市長の求めに応じて事業の実施状況を報告しなければならない。

2 掲載店舗は、申請書に記載した事項を変更し、又は取下げしようとするときは、名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧掲載新規申請・変更申請書（別記様式第1号）又は名古屋市生鮮食料品の配送・移動販売小売店舗一覧掲載取消申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 掲載店舗は、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例その他情報保護に係る関係法令を遵守しなければならない。

（禁止事項）

第9条 掲載店舗は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- （1）無限連鎖講のように単に会員の勧誘や拡大を目的とした行為
- （2）連鎖販売取引等に該当又は類似する行為
- （3）政治や宗教を目的とし、又は公序良俗に反する行為

（職権による抹消）

第10条 市長は、掲載店舗について次の各号のいずれかに該当する事実が判明し、緊急を要するときには職権で本事業から当該掲載店舗について抹消することができる。

- （1）第3条に規定する申請要件を欠き、又は第4条若しくは第9条に該当すると市長が判断したとき。
- （2）第5条に規定する提出書類に虚偽があったとき又は実施に必要な資格及び許認可等の手続きを行わないとき。
- （3）正当な理由なく業務を遂行しないとき。

（情報利用の責任）

第11条 サービスの提供に関する契約、申込については、掲載店舗と利用者との直接取引とし、本市は関与しないものとする。

2 利用者が本事業に基づき、サービスを利用したことによるトラブル等については、当該利用者と掲載店舗との間で解決を図るものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 前条の規定により本事業から掲載店舗の情報が抹消されたことによる損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

（市の責務）

第12条 市は、本事業の実施に関する個人情報について、名古屋市情報あんしん条例、名古屋市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

- | |
|---|
| 1 日本標準産業分類「大分類Ⅰ 卸売業、小売業」の「中分類58 飲食料品小売業」に掲げられた商品のうち、以下に掲げる商品
(1) 野菜・果実
(2) 食肉（卵を含む）
(3) 鮮魚 |
|---|

別表第２（第３条関係）

- | |
|-------------------------|
| 1 自宅への配送・訪問サービス |
| 2 近隣への配送・訪問サービス（出張販売含む） |
| 3 移動販売サービス |

別表第３（第５条関係）

- | |
|--|
| 1 法人・個人事業主共通
(1) 業種にかかる営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し
(2) 営業活動を行っていることが分かる書類（チラシ、パンフレット、公式ウェブサイト等） |
| 2 法人のみ
(1) 登記事項証明書
(2) 直近の確定申告書（法人税）の写し
(3) その他市長が必要と認める書類 |
| 3 個人事業主のみ
(1) 本人確認書類（運転免許証、パスポート 等）の写し
(2) 直近の確定申告書（所得税）の写し
(3) （上記（２）が無い場合）開業届
(4) その他市長が必要と認める書類 |